

所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>公平委員会の構成団体である秋川衛生組合が、平成27年3月31日をもって解散することに伴い、本設置規約の一部を変更することが必要となった。これを受け、公平委員会代表団体である東京都市町村職員退職手当組合から、この取扱いに準じた所要の改正を行うことについて依頼があった。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。</p> <p>(2) 施行日 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>規約を改正するためには、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。</p>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>平成27年第1回定例会に議案を提出したい。 議決後、議決書の謄本を東京都市町村公平委員会へ提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。